

番号：150601

国名：パラグアイ

担当：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

案件名：産業界のニーズに応える技能人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月上旬から2016年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 00M/M、現地 1. 03M/M、合計 2. 03M/M
- (3) 業務日数：

	国内準備期間	現地派遣期間	帰国後整理期間
第1次派遣	5日	14日	
第2次派遣	10日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業人材育成に係る各種評価調査
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。

(2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

近年、南米の経済大国ブラジルにおける人件費の高騰、複雑な税制、各種規制等が民間企業にとって大きな課題となっている。このような背景のもと、パラグアイにおける人件費や電力費等の各種コストの低さ、税率の低さ及び税制のシンプルさ、国内の保税加工業者（マキラドーラ）と彼らに資本財・原料などを輸出する国外の企業（マトリス）の契約の下で諸税の減免などの恩恵を享受できるマキラ制度等の投資誘致政策、ブラジル市場へのアクセスの良さ等のメリットに着目し、日本企業を含む製造業関連の企業の中には、パラグアイに生産拠点を移すことに関心を示している。しかし、パラグアイは伝統的に農業を主要産業としてきたため、製造業の発展が遅れており、工場の操業に不可欠な各種専門分野の技術人材が不足している。そのため、前述のような好条件を十分に活かして生産拠点を呼び込むことができず、技術人材不足が製造業の進出にあたって大きな課題となっている。

我が国は、パラグアイの産業人材育成支援に継続して取り組んできた。1997年から2004年に労働雇用社会保障省職業訓練局（Servicio Nacional de Promoción Profesional: SNPP）（カウンターパート：以下C/Pとする）を実施機関とする技術協力プロジェクト「日本ーパラグアイ職業能力促進センタープロジェクト」を実施し、従来の養成訓練に加えて在職者向上訓練及び職業訓練指導員養成・再訓練の実施能力向上を支援した。また、2005年から2007年に技術協力プロジェクト「地方中堅技術者訓練拡充計画」を実施し、パラグアイで初となる技術者育成のための職業訓練短期大学の設立を支援した。日本ーパラグアイ職業能力促進センターで提供している在職者訓練の内容や、職業訓練短期大学の卒業生は、産業界から高い評価を得ていたが、最近では、製造業の急成長に伴う人材の高度化及び多様化という需要を十分に満たせていない。かかる状況下、パラグアイ政府は、産業界のニーズを満たす質の高い人材を育成するため、SNPPの現職指導員に対する研修実施体制の構築や民間企業人材を講師として活用した短期コース実施等の取り組みを目的とする「産業界のニーズに応える技能人材育成プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る支援を我が国に要請した。なお、パラグアイ政府は、本事業の実施にあたって、我が国が中南米諸国においてこれまでに育成した人材等の協力成果（特にブラジル全国工業職業訓練機関（Serviço Nacional de Apoio à Indústria: SENAI））を活用することを希望しており、域内協力の推進に資することも期待される。

なお、パラグアイ政府の要請内容は電気、電子、情報処理、制御技術、冷凍空調技術、工場管理と対象分野が多岐にわたっているが、電子、冷凍空調、工場管理分野の協力ニーズが高いことをSNPPに確認している。また、本プロジェクトは既存の短大レベルの訓練プログラムを大学レベルの訓練プログラムに改訂するものではなく、日本ーパラグアイ職業能力促進センターで実施している在職者訓練を充実させて産業界のより高度なニーズに対応できるようにすること、また、現職指導員もこのような高度なニーズに対応できるように産業界と連携した現職指導員能力向上研修を実施していくことによって、産業界との連携を強化していくことを目指すことも、JICAがSNPPに確認している。

今回実施する詳細計画策定調査は、2回に分けて実施する。1次現地調査で産業界のニーズ及びSNPPの現在の体制・能力・課題を確認して協力対象分野や協力のアプローチを確定し、2次現地調査で同事業に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、本プロジェクトの内容を確認・協議し、本プロジェクト関わる合意文書（M/M）締結するとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員である機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2015 年 9 月上旬～9 月中旬)
- ①要請背景・内容を把握する(要請書、関連報告書等の資料、情報の収集及び分析)。
 - ②既存の情報・資料から以下の情報を整理する。整理した結果に基づき、1次現地調査で収集・確認すべき情報を確認する。
 - (ア) パラグアイの技術教育・職業訓練 (Technical and Vocational Education and Training: 以下「TVET」) 関連政策 (国家開発計画、技能資格枠組み、教育政策、産業政策、社会政策)
 - (イ) TVET 機関 (学校教育・職業能力開発施設全体における TVET 機関の位置づけ、TVET 機関の種類・概要、卒業資格、職能の対応関係)
 - (ウ) 労働市場 (企業の人材ニーズ、労働人口)
 - (エ) 産業構造 (産業の部門別構成、海外直接投資)
 - (オ) 他ドナーの援助動向
 - ③上記を踏まえ、1次現地調査及び2次現地調査で調査すべき事項を整理し、調査計画・方針(案)を評価グリッド(和文)にまとめる。
 - ④パラグアイ関連機関 (C/P機関、官公庁、企業、関連団体等) に対する質問票(案)(和文)及び他ドナーに対する質問票(案)(英文)を作成する。
 - ⑤調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 1次現地派遣期間 (2015 年 9 月中旬～9 月下旬)
- ①JICA パラグアイ事務所等との打合せに参加する。
 - ②パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③本調査の方法 (現地調査を2回に分けて行う理由等) 及び1次現地調査の方法について、パラグアイ側に説明する。
 - ④事前に JICA パラグアイ事務所を通じてパラグアイ側関係機関に配布した質問票を回収・分析する。特に、上記(1)②の情報を整理し、以下4点を確認する。
 - (ア) 電子、冷凍空調、工場管理分野のニーズ
 - (イ) 在職者訓練のニーズ (対象技術分野、技術レベル等)
 - (ウ) 現職指導員の能力向上のための研修 (企業内研修 (in-plant training) を含む) のニーズ
 - (エ) 他ドナーの支援内容との重複の有無
 - ⑤担当分野に係る現地調査結果を JICA パラグアイ事務所等に報告する。
- (3) 1次現地派遣期間と2次現地派遣期間の間の国内準備期間 (2015 年 9 月下旬～11 月下旬)
- ①1次現地調査結果報告書(和文)を作成する。
 - ②1次現地調査の帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③前記①及び②を踏まえ、前述(1)③の評価グリッドを更新する。
 - ④前記①及び②を踏まえ、PDM (Project Design Matrix) (案)(和文、英文)、PO (Plan of Operation) (案)(和文、英文)、事業事前評価表(案)(和文)の担当分野関連部分及び2次現地調査で使用するパラグアイ関連機関 (C/P機関、官公庁、企業、関連団体等) に対する質問票(案)(和文)及び他ドナーに対する質問票(案)(英文)を作成する。
 - ⑤2次現地調査派遣前の団内打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (4) 2次現地派遣期間 (2015 年 11 月下旬～12 月中旬)
- ①JICA パラグアイ事務所等との打合せに参加する。
 - ②パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③1次現地調査結果概要と2次現地調査の方法 (特に事前評価の方法) について、パラグアイ側に説明する。
 - ④事前に JICA パラグアイ事務所を通じてパラグアイ側関係機関に配布した質問票を回収・分析する。
 - ⑤調査団及びパラグアイ側と協議の上、PDM (案)(和文、英文)、PO (案)(和文、英文)の

作成を支援する。

- ⑥パラグアイ側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAパラグアイ事務所等に報告する。

（5）帰国後整理期間（2015年12月中旬～2016年1月上旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、団内打ち合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約の最終成果品は下記（1）及び（2）とする。

- （1）1次現地調査結果報告書：和文1部
- （2）詳細計画策定調査報告書（案）（担当分野）：和文1部
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年9月15日～9月28日及び2015年11月28日～12月14日（いずれも移動日を含む）を予定しています。

本業務従事者は、1次現地調査時に、当機構の調査団員の帰国後1週間ほど現地調査を続けていただく予定です。2次現地調査は、全団員が同一行程の予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

【1次現地調査】

- ア) 総括（JICA）
- イ) 評価分析（コンサルタント）

【2次現地調査】

- ア) 総括（JICA）
- イ) 電気（SENAIから派遣されるブラジル人技術者）
- ウ) 冷凍・空調（SENAIから派遣されるブラジル人技術者）
- エ) 工場管理（SENAIから派遣されるブラジル人技術者）
- オ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構パラグアイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
- あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり（日－西を予定）
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム（TEL:03-5226-8334）にて配布します。
 - ・要請書
 - ・地方中堅技術者職業訓練拡充計画プロジェクト事業完了報告書
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
 - ・Japan-Paraguay skill development promotion center project" evaluation report : ex post
 - ・日本-パラグアイ職業能力促進センタープロジェクト延長終了時評価報告書
 - ・日本-パラグアイ職業能力促進センター終了時評価報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②次の経験があることが望ましい。
 - －労働市場調査や産業振興関連調査
 - －技術教育・職業訓練分野の各種調査
 - －スペイン語での業務経験
- ③パラグアイ国内での作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及びパラグアイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗防止相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上